

2 どうやって申告するの？

確定申告 は以下の方法で行います。

- パソコン・スマートフォン（オンライン）で申告
- 申告会場へ申告書類を提出
- 税務署へ申告書類を郵送

市民税・県民税申告 は以下の方法で行います。

- 申告会場（市役所）へ申告書類を提出
- 市役所へ申告書類を郵送

確 **パソコン・スマホで申告** 問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）
※平日のみ（12月29日（水）～1月3日（月）を除く）

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、混雑する確定申告会場に向かなくても、ご自宅でパソコンやスマートフォンから申告書の作成・送信ができます。また、印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。



信ができます。また、印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

◀確定申告書等作成コーナー

詳しい操作方法等は下記 QR コード「**自宅でする確定申告**（市ホームページ）」、「**動画で見る確定申告**」をご覧ください。



自宅でする確定申告▶



動画で見る確定申告▶

申告会場（市内各会場および上尾税務署）で申告

ご自身で申告書類を作成できない場合は、**市役所・各地区公民館および上尾税務署**で相談を受け付けます。会場によって受付できる申告内容や、受付期間が異なりますので、あらかじめご確認の上、会場へお越しください。

なお、必ずマスク着用のうえ、できる限り少人数でお越しください。入場の際に検温、手指消毒を実施します。咳・発熱等の症状がある人は入場をご遠慮いただきます。

確 **市県** **市内各会場（市役所・各地区公民館）** 問 税務課市民税担当（☎ 594-5518）

受付できる申告

給与や年金等の申告（確定申告、市民税・県民税申告）
※前年の所得が給与のみの人（年末調整済）で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当（〒364-8633 北本市役所）に郵送することで、申告に代えることができます。

開設期間

会場によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

月	日	時間	会場	対象	昨年の混雑状況※
2月	16日（水）	9:30～15:30	北部集会所（北部公民館内）	地区指定なし	
	17日（木）		中丸集会所（中丸公民館内）	地区指定なし	
	18日（金）		勤労福祉センター 集会所	地区指定なし	
3月	24日（木）	9:00～15:30	市役所 1階庁舎ホール	J R 高崎線西側にお住まいの人	★★★★★
	25日（金）			J R 高崎線西側にお住まいの人	★★★★★
	28日（月）			J R 高崎線西側にお住まいの人	★★
	1日（火）			J R 高崎線東側にお住まいの人	★
	2日（水）			J R 高崎線東側にお住まいの人	★★★★
	3日（木）			J R 高崎線東側にお住まいの人	★★★★
	4日（金）			J R 高崎線東側にお住まいの人	★★
	7日（月）			地区指定なし	★
	8日（火）			地区指定なし	★★
	11日（金）			9:30～15:30	学習センター 集会所
14日（月）	西部集会所（西部公民館内）	地区指定なし			
15日（火）	南部集会所（南部公民館内）	地区指定なし			

※市役所会場における昨年の混雑具合を表したもの。★の数が多い日ほど混雑する傾向があります。（混雑状況は天気等にも左右されます）

確定申告のうち、以下の申告は市の会場でお受けできません

- ① 青色申告
- ② 収支内訳書の記載のない事業所得（営業・農業）、不動産所得等
- ③ 土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告
- ④ 株式および先物取引等の分離課税所得に関する申告
- ⑤ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人の申告
- ⑥ 雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告
- ⑦ 過年分の申告
- ⑧ 贈与税・消費税の申告

上記を申告する場合は上尾税務署へお越しください。

特集

税の申告が始まります

申告期間

2月16日（水）～3月15日（火）

※ただし、所得税の還付申告や市民税・県民税申告は2月15日（火）以前でも行えます

今年も税の申告（確定申告、市民税・県民税申告）の時期となりました。申告が必要な人は早めに準備し、期間内に申告をお願いします。

問 上尾税務署（☎ 048-770-1800）、税務課市民税担当（☎ 594-5518）

1 申告が必要なのはどんな人？

下記を参考に、ご自身が確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかご確認ください。

なお、申告の必要はなくても、申告した方が良い場合もあります。詳しくは下記お問合せ先までお問い合わせください。

確定申告が必要な人

問 上尾税務署（☎ 048-770-1800）

- 令和3年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 1か所から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得と退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人（ただし一部申告不要となる場合あり）
- 各種所得の合計額から所得控除を差し引いて計算した所得税額から配当控除を差し引いた結果、残額がある人

※上記は申告義務がある主な場合であり、**上記以外でも申告が必要となることがあります。**

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合は申告不要（海外年金を含む場合を除く）です。**ただし、申告により所得税の還付を受けられる場合があります。**

※所得税の課税対象となる所得がない場合は、申告不要です（遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外）。

市民税・県民税申告が必要な人

問 税務課市民税担当（☎ 594-5518）

令和4年1月1日現在に北本市にお住まいで、**確定申告書を提出しない人**で、次のような人

- 会社員等で、勤務先から北本市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されない人
 - 営業所得など給与（退職所得含む）・公的年金以外の所得がある人で、確定申告書提出の必要がない人
- ※確定申告書を提出しない人で、市民税・県民税に適用を受けたい所得控除がある場合は、申告を行ってください。

※前年中に課税対象となる所得がなかった人は申告の義務はありませんが、国民健康保険税軽減や保育料算定等市での手続きに影響する場合がありますので、その際は所得が0である申告を行う必要があります。

関連 所得税、市民税・県民税の控除

社会保険料の控除、要介護認定を受けている人の控除の関連情報が [9ページ](#) にあります。

申告 Q&A

Q 医療費控除を受けたい場合、準備するものはありますか？

A 「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。領収書やレシート等を提出するだけでは、医療費控除を受けることはできません。この明細書とは「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局など支払先の名称」「支払った金額」等を記載した用紙のことです（下記記載例を参考）。明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロード可能なほか、税務署や市役所にも用紙を置いています。

申告会場に行く前に、明細書の作成をお願いします。なお、この様式を使わず、任意の様式で作成いただいても構いません。
※領収書は自宅等で5年間保管する必要があります。
※医療保険者等が発行する医療費通知を添付すると明細の記載を省略できます。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

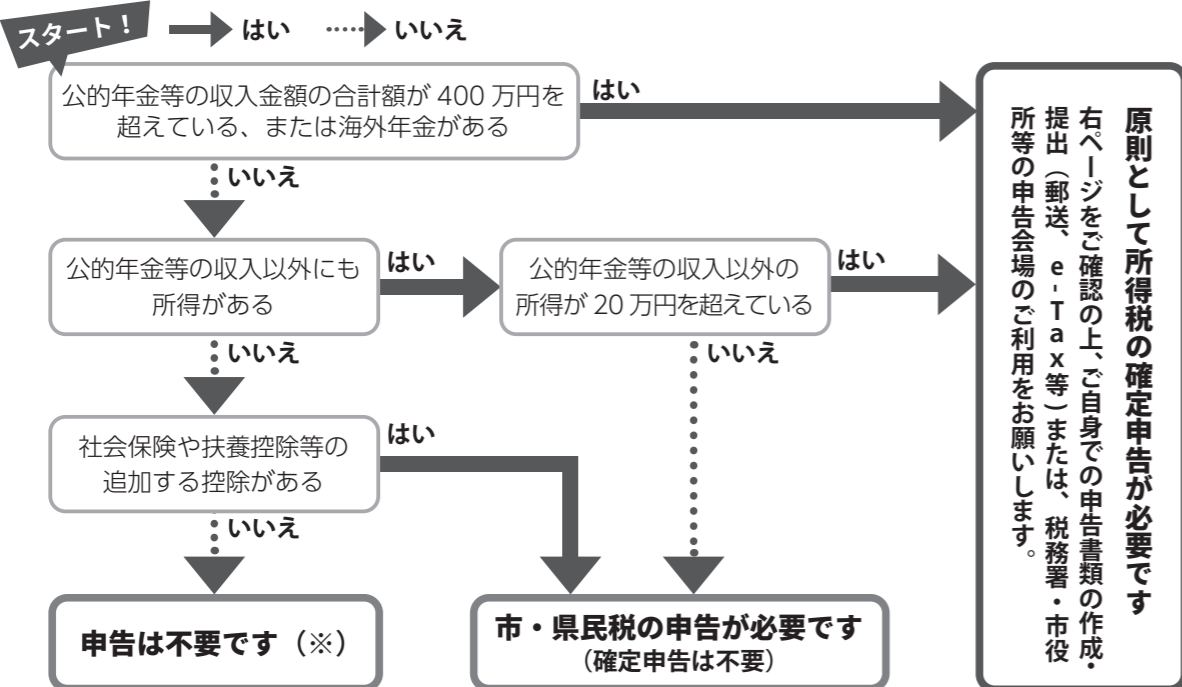


医療費控除明細書の記載例

2 医療費(上記1以外)の明細		「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。		
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
北本 トマ吉	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000円	
//	北本皮膚科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000	
//	北本トマト薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
北本 トマ子	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000

Q 年金しか収入がないけど、確定申告が必要なの？

A 主な収入が年金の人は、下記フローチャートをご覧ください。



※申告が不要な場合でも、計算上所得税に還付が発生する場合は、確定申告をすることにより還付を受けることができます

確 上尾税務署 (☎ 048-770-1800)

受付できる申告

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告

開設期間

2月1日(火)～3月15日(火)

相談受付 8:30～16:00 (相談開始は9:00)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日・27日の日曜日は開場します。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けます。

注意事項

・入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウント(下記QR)から事前に取得した入場整理券が必要です。なお、当日分の入場整理券の配付が終了次第、相談受付は終了となります。



・郵送で申告書類を提出する場合は、下記へお送りください
【住所】
〒362-8504 上尾市大字西門前577
上尾税務署

申告会場(市内各会場および上尾税務署)にお持ちいただくもの

申告には、個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認の手続きが必要です。また、申告内容によって必要なものが変わります。



- 個人番号(マイナンバー)カードまたはその写し
※なければ個人番号(マイナンバー)通知またはマイナンバー入りの住民票と本人確認書類(免許証等)
- 各種控除証明書、領収書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、寄附金等)
- 筆記用具
- 還付金の振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの
- 所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)
※公的年金等の源泉徴収票の関連記事が8ページにあります)
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(医療費通知)
- 障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書

関連 要介護認定を受けている人の控除に必要な書類は9ページをご覧ください

確 税理士による無料相談 ☎ 関東信越税理士会上尾支部事務局 (☎ 048-776-8777)

税理士による所得税確定申告相談(事前予約制)

申告相談および申告書の作成を無料で行います。ただし、申告書用紙や添付書類はお預かりできませんので税務署に郵送または直接提出をお願いします。

【会場】① 2月8日(火)・9日(水)
10:00～13:00、13:30～16:30
桶川マイン3階イベント広場「OKEGAWA Hon プラス+」(桶川市若宮1-5-2 ※無料駐車場なし)

② 2月14日(月)・15日(火)
9:00～12:00、13:00～16:00
上尾県税事務所(上尾市大字南239-1)

【日】1月13日(木)・14日(金) 10:00～15:00に事務局へ電話でお申し込みください(先着順)。

【他】※以下に当てはまる場合は対象外です。
① 給与・年金以外の所得のある人(株・不動産の譲渡、配当、不動産賃貸他) ② 事業を営む人 ③ 配当等の申告をする人 ④ 600万円を超える収入

のある人 ⑤ 住宅借入金等特別控除の初年度の人 ⑥ 雑損控除等のある人 ⑦ 所得税以外の税目を申告する人 他
詳しくは予約時にご確認ください。

※医療費控除の申告をする人は事前に集計をお願いします。

【電話による税務相談】

電話で申告の相談をお受けします。

【期】2月2日(水)～15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

【場】各税理士事務所

【対】① 年金受給者の人 ② 給与所得者で医療費控除を受ける人 ③ 年の途中で退職・就職した人、年末調整の済んでいない人 ※株・不動産等の譲渡がある人、不動産賃貸等の事業を営む人は対象外となります。

【申】お近くの税理士事務所へお電話にてご相談ください。
※ 9:30～12:00、13:00～16:00

【他】税理士事務所によって担当する日が異なりますので、事務局へお問い合わせください。